

(宛先) 松阪市長

市に提出する日をご記入ください。

請求日 令和6年9月13日

施設等利用費請求書 (償還払い用)

記入例

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設

請求月 【 令和6年4月～ 令和6年8月 】

私は、子ども、子育て支援法第20条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記

利用費を請求する期間を書いてください。
※利用施設から発行された、その期間分の「領収書」と「特定子ども子育て支援提供証明書」の添付が必要です。
1. 申請
2. 実際
3. 利用料の支払い状況を松阪市が対象施設に確認すること。

保護者名をご記入ください。この保護者名と別名義の口座に振り込みを希望する場合は委任状が必要です。
印鑑を押してください。
※印鑑がない場合は、写真付きの身分

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)
フリガナ マツサカ タロウ
名 前 松阪 太郎
認定 子どもの父
生年月日 昭和60年5月23日
住所 松阪市〇〇町××番地
電話: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)
法第30条の4の認定種別 第2号
認定番号 〇〇〇〇
生年月日 令和2年5月23日
フリガナ マツサカ ハナコ
名 前 松阪 花子
住所 現住所のとおり
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

3. 償還払いの振込先 (1. 施設等)
金融機関名 銀行 信用金庫 支店
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義(カタカナ) マツサカ タロウ

◆マイナポータル等にて公金受取口座の登録をしており、公金受取口座への振り込みを希望する場合は、右にチェックしてください。
※ただし、「1. 施設等利用給付認定保護者」と同一名義の口座に限ります。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)
① 施設名 ニンカガイホイクシセツ 松阪
所在地 三重県松阪市
契約している利用料※1 月額 50,000円
② 施設名 イチジアズカリ 松阪
所在地 三重県松阪市
契約している利用料※1 月額 5,000円

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

この請求書で6ヶ月分請求できます。 添付資料 (領収書、提供証明書)

「領収書」に記載の金額をご記入ください。
※日用品費や食材料費等を差し引いた金額をご記入ください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

Table with 6 columns: 利用年月日, 認可外保育施設に支払った月額利用料 (保育料) (a) ※2 ※3, 一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※2, 支払額合計 (c=a+b), 月額上限額 (d), 請求額 (cとdを比較して小さい方). Total: 185,000円

月額上限額は2号認定の場合37,000円、3号認定の場合は42,000円です。
※月途中で認定開始・終了となった場合は日割計算にて上限額を計算します。

- ※2 上記で記入した利用料合計額を施設・事業に支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)、利用したことが分かる書類(提供証明書など)をすべて添付して下さい。
※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。
※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額:
37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額:
37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

Table with 7 columns: 市記載欄, 状況の変化, 認定種別, 認定期間内か, 確認施設か, 月額上限額, 領収書, 提供証明書